

奈良県告示第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、北村土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年六月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	中田 長富	奈良市北村町四七六
〃	福岡 信彦	〃 一四四
〃	道具 弘伸	〃 三七八
〃	吉田 宏	〃 五六三
〃	新谷 清一	奈良市南庄町四〇七
監事	小林 和美	奈良市北村町一五二
〃	辻本 清	〃 五〇九

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	中田 長富	奈良市北村町四七六
〃	福岡 信彦	〃 一四四
〃	道具 弘伸	〃 三七八
〃	吉田 宏	〃 五六三
〃	新谷 清一	奈良市南庄町四〇七
監事	小林 和美	奈良市北村町一五二
〃	辻本 清	〃 五〇九